

工場立地法の概要

1. 目的(法第1条)

工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

2. 制度の仕組み

届出(法第6条等): 工場の新設・増設に関する届出義務

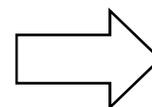
法第4条に基づき公表された工場立地に関する準則(法第4条の2に基づく「地域準則」、企業立地促進法第10条に基づく市町村準則)に適合しているか検証

1. 敷地面積に対する生産施設の面積の割合の上限 30～65%
(業種によって30、35、40、45、50、55、60、65%のいずれかになる。)

2. 敷地面積に対する緑地面積の割合の下限 20%
(都道府県、政令市が地域準則を定める場合 (10～30%))
(企業立地促進法に基づき市町村が条例を定める場合 (1～20%))

3. 敷地面積に対する環境施設面積(含む緑地)の割合の下限 25%
(都道府県、政令市が地域準則を定める場合 (15～35%))
(企業立地促進法に基づき市町村が条例を定める場合 (1～25%))

既存工場(法施行以前に設置された工場)に対しては、生産施設の変更等の際、逐次緑地の整備を求める措置が設けられている。



勧告

(法第9条第2項第1号)
準則に不適合等の場合



変更命令

(法第10条)
勧告に従わない場合



罰則

(法第16条)
命令に違反した場合

3. 届出対象工場(特定工場)

業種: 製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱発電所は除く) (施行令第1条)

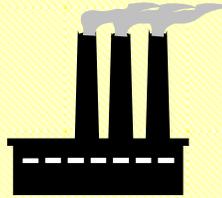
規模: 敷地面積 9,000㎡以上又は建築面積 3,000㎡以上 (施行令第2条)

4. 届出先

特定工場が立地している都道府県(または政令市)の窓口。ただし、特定工場が、都道府県の条例により届出事務が移譲された市町村に立地する場合及び企業立地促進法に基づく市町村条例の対象地域に立地している場合には市町村の窓口。

工場立地法の概要 (概念図)

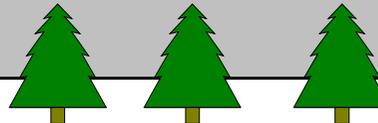
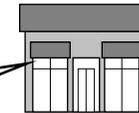
工場敷地



生産施設面積比率の上限が、業種により30、35、40、45、50、55、60、65%のいずれかに決められる。

その他の施設(駐車場、事務所、研究所、倉庫等)に関する規制はない。

建築基準法の
建坪率規制を受ける



緑地を含む環境施設の面積の割合について

→ 25%以上(ただし、敷地周辺に15%以上配置)

→ 25%のうち緑地20%以上。

残り5%は緑地又は緑地以外の環境施設(噴水、水流等の修景施設、屋外運動場、広場、一般開放された体育館、企業博物館等)

「地域準則」(法第4条の2)

都道府県及び政令市が、地域の実情に応じて、国が定める範囲内において緑地及び環境施設の面積の割合を独自に設定できる。

< 国が定める範囲 >

環境施設(含む緑地)... 15% ~ 35%

緑地 ... 10% ~ 30%

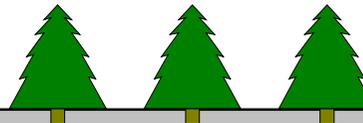
「市町村準則」(企業立地促進法第10条)

市町村は、一定の要件を満たした場合、国が定める範囲内において緑地及び環境施設の面積の割合を独自に設定できる。

< 国が定める範囲 >

環境施設(含む緑地)... 1% ~ 25%

緑地 ... 1% ~ 20%



【参考資料】 生産施設・環境施設について

生産施設とは

(法第4条の該当部分)

物品の製造施設、加工修理施設その他の主務省令で定める施設

(省令第2条の概要)

生産施設は次のいずれか。

1. 製造業における物品の製造工程、電機供給業における発電工程、ガス供給業における製造工程又は熱供給業における熱発生工程(以下、製造工程等という。)を形成する機械又は装置が設置される建築物
 2. 製造工程等を形成する機械又は装置で前号の建築物の外に設置されるもの。
- 生産施設の具体的な内容については、運用例規1-3-1-1から1-3-3-4に技術的助言として規定されている。

緑地とは

(法第4条の該当部分)

植栽その他の主務省令で定める施設

(省令第3条の概要)

土地又は施設に設けられるもので、当該建築物施設の屋上その他の屋外に設けられる以下のいずれかのもの。

樹木が生育する10㎡を超える区画された土地等であって次のア、イのいずれか

ア. 10㎡当たり高木が1本以上あること。

イ. 20㎡当たり高木が1本以上及び低木が20本以上あること。

低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている10㎡を超える土地または建築物屋上等緑化施設

緑地の具体的な内容については、運用例規1-4-1-1から1-4-2-3に技術的助言として規定されている。

環境施設とは

環境施設 = 緑地 + 緑地以外の環境施設

(法第4条の該当部分)

緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めるもの。

緑地以外の環境施設

(省令第4条の概要)

次の各号に掲げる施設の用に供する区画された土地で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるもの。

1. 噴水、水流、池その他の修景施設
2. 屋外運動場
3. 広場
4. 屋内運動施設
5. 教養文化施設
6. 雨水浸透施設
7. 前各号に掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に特に認められるもの。

緑地以外の環境施設の具体的な内容については、運用例規1-5-1-1から1-5-2-9に技術的助言として規定されている。

【参考資料】面積率の規定について

敷地面積に対する生産施設面積、緑地面積、環境施設面積の割合
法4条でそれぞれの割合を準則にて公表するとしている。

生産施設面積の敷地面積に対する割合 (生産施設面積率)

業種名	生産施設面積率(%)
化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業	30
石油精製業	
コークス製造業	
ボイラ・原動機製造業	35
製材業・木製品製造業(一般製材業を除く。)	
造作材・合板・建築用組立材料製造業(繊維板製造業を除く。)	
非鉄金属鋳物製造業	40
一般製材業	
伸鉄業	45
窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	
農業用機械製造業(農業用器具製造業を除く。)	
繊維機械製造業	
鋼管製造業	50
電気供給業	
でんぷん製造業	55
冷間ロール成型形鋼製造業	
建設機械・鉱山機械製造業	
冷凍機・温湿調整装置製造業	
石油製品・石炭製品製造業(石油精製業及びコークス製造業を除く。)	60
高炉による製鉄業	
その他の製造業	
ガス供給業	65
熱供給業	

緑地面積、環境施設面積の敷地面積に対する割合 (緑地面積率、環境施設面積率)

工場立地法本体の緑地規制

- ①国の基準(法4条)
環境施設：25%以上(うち緑地は少なくとも20%以上)
- ②地域で定める基準(法4条の2)
都道府県及び政令市は、条例により以下の範囲内で、国の準則に代わる「地域準則」を定めることが可能。(1都6県5政令市が策定)

	第1種区域	第2種区域	第3種区域
	住居・商業等の用に供されている区域	住居・工業の用に供されている区域	主として工業等の用に供されている区域
環境施設	25%超～35%以下	20%以上～30%以下	15%以上～25%以下
うち緑地	20%超～30%以下	15%以上～25%以下	10%以上～20%以下

企業立地促進法における工場立地法の緑地規制に関する特例措置(緑地等の面積規制に係る特例措置)

- (1) 制度の枠組み
国の同意基本計画に定められている重点促進区域が存する市町村においては、重点促進区域内の緑地面積率を、条例により以下の範囲内で設定することが可能。

(2) 設定可能とする区域と面積率

	甲種区域	乙種区域	丙種区域
	住居・工業の用に供されている区域	主として工業等の用に供されている区域	乙種区域の内、一般住民の日常的な生活の用に供する建築物がない区域
環境施設	20%以上～25%未満	15%以上～25%未満	1%以上～15%未満
うち緑地	15%以上～20%未満	10%以上～20%未満	1%以上～10%未満